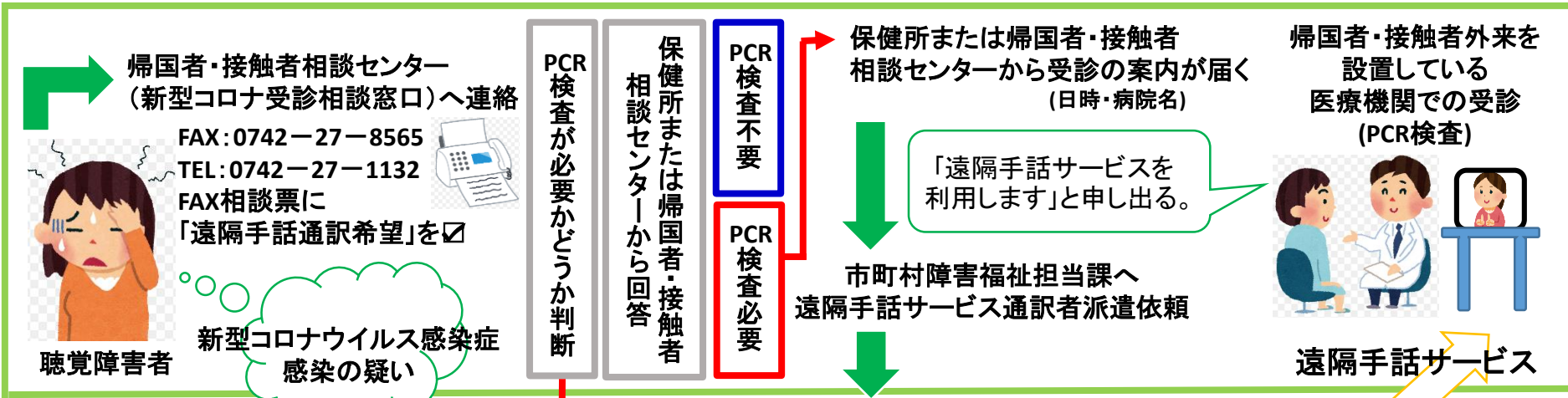


聴覚障害のある方のための遠隔手話サービスの流れ

遠隔手話サービスとは、聴覚障害者と手話通訳者が対面せず、離れた場所でタブレットやスマートフォンを使って手話通訳を行うことです。聴覚障害のある方が新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、帰国者・接触者外来を設置している医療機関を受診する場合に、遠隔手話サービスを利用することができます。



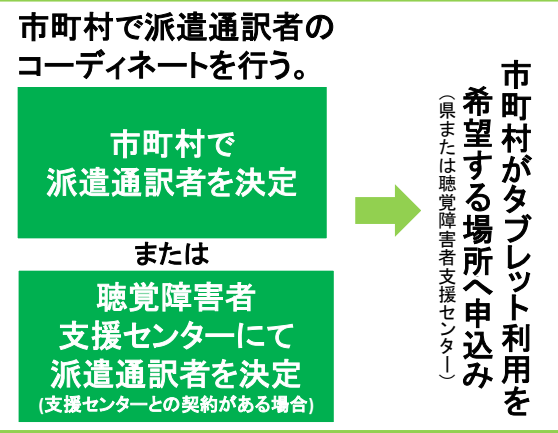
| 都道府県 | 市町村 | 電話番号 | FAX | TEL | 備考 |
|------|------|--------------|-----|-----|----|
| 大阪府 | 東大阪市 | 0742-27-8565 | | | |
| | 吹上区 | 0742-34-2321 | | | |
| | 東淀川区 | 0742-34-0099 | | | |
| | 東成区 | 0744-47-2119 | | | |
| 京都府 | 京都市 | 0742-52-7290 | | | |
| | 宇治市 | 0742-79-2621 | | | |
| | 宇治市 | 0742-79-2621 | | | |

検査が必要と判断

保健所または帰国者・接触者相談センター

- 受診日の調整
- 遠隔手話サービスの利用が必要であることを医療機関に伝える。

【FAX相談票】



注意とお願い

- ※このサービスは、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、医療機関(帰国者・接触者外来)を受診する時や災害時など手話通訳者の同行が困難な場合に利用いただくものです。その他の場合は、通常どおりお住まいの市町村へ手話通訳の派遣依頼が必要です。
- ※タブレットの設置がない医療機関(帰国者・接触者外来)への受診の場合、聴覚障害のある方ご本人の手持ちのスマートフォンでも遠隔手話サービスを利用することが可能です。(事前にアプリのダウンロードが必要です。)
- ※サービスの利用可能時間: 月～土曜日(9時～17時迄)